

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
7月26日
(金曜日)

目次

○告示	生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....	一
	生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....	一
○公告	山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課).....	一
	契約の締結(技術管理課).....	五



山口県告示第四百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
今村皮膚科形成外科		宇部市松山町一丁目八番二二号	宇部市松山町一丁目八番二二号	令和元、五、三一
久富眼科		山口市中河原町四番一四号	山口市中河原町四番一四号	平成三二、四、二五
フジモト薬局		宇部市大字妻崎開作二八七の二	宇部市大字妻崎開作二八七の二	令和元、五、二九
パール薬局		山口市小郡下郷七七〇の三	山口市小郡下郷七七〇の三	〃 〃 九
日本調剤虹ヶ浜薬局		光市虹ヶ浜二丁目九番一六号	光市虹ヶ浜二丁目九番一六号	平成三二、四、三〇

山口県告示第四百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
今村皮膚科形成外科		宇部市松山町一丁目八番二二号	宇部市松山町一丁目八番二二号	令和元、六、一

名 医	称 療	主たる事務所	訪問看護ステーション等	指 定 年 月 日	
合同会社Lin k		宇部市海南町二番五八一号	訪問看護ステーションりんく	宇部市海南町二番五八一号	令和元、六、一
株式会社f		長門市西深川四〇五三の三	訪問看護ステーションf	長門市東深川八七六の一	〃 〃 五、〃



(六九) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)以下「法」という。第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

令和元年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (一) 基本理念

我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用してい

くことが必要である。

国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置の内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

(四) その他の方針

国の基本計画により決定されたくろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量等については、九から十三までに定める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源に係る知事管理量については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区分	採捕の種類	期間	知事管理量
まあじ	中型まき網漁業 小型まき網漁業 敷網漁業 すくい網漁業	平成三十年一月から同年十二月まで	七、五〇〇トン
		平成三十一年一月から令和元年十二月まで	四、〇〇〇トン
まいわし		平成三十年一月から同年十二月まで	若干
		平成三十一年一月から令和元年十二月まで	若干
まさば及びごまさば		平成三十年七月から令和元年六月まで	若干
		令和元年七月から令和二年六月まで	若干
するめいか		平成三十一年四月から令和二年三月まで	若干
			若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る採捕の種類別の数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が小さいと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については明示しない。

区分	採捕の種類	平成三十年	平成三十一年及び令和元年
まあじ	中型まき網漁業	六、〇〇〇トン	三、二〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
大型 定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)		若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びびごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	令和元年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

まこがれ

小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
まこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成三十一年一月十日から同年二月十日まで	一三、四五五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

九 くるまぐろの保存及び管理に関する方針

本県においてくるまぐろは、主としてひき縄つり漁業、一本つり漁業及び定置漁業により漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。

十 くるまぐろの保存及び管理を通じて安定的かつ持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じる。

知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等に対し指導又は採捕の数量の公表等の措置を講じるため、くるまぐろの採捕の実績の的確な把握に努める。併せて、

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
まこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	安芸灘及び伊予灘	令和元年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	周防灘	令和元年九月一日から同年十一月三十日まで	六、七八七
まこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成三十一年一月十日から同年二月十日まで	一一、六八五

採捕の数量が本県の知事管理量を超えるおそれがある場合は、その旨を直ちに公表するとともに早期是正措置（法第九条第二項の助言、指導又は勧告をいう。以下同じ。）を講じる。

知事管理量の適切な管理を行うためには、くろまぐろの分布、回遊状況、くろまぐろを取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び科学的知見が必要であり、当該データの蓄積及び当該知見の進展を図るため、山口県水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者等による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

十 くろまぐろの区分ごとの知事管理量に関する事項

くろまぐろの区分ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

区分	期		知事管理量
	平成三十年七月から平成三十一年三月まで	平成三十一年四月から令和二年三月まで	
三十キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）	八七・九トン（うち〇〇・一トンを留保する。）	八七・〇トン（うち〇〇・一トンを留保する。）	八七・〇トン（うち〇〇・一トンを留保する。）
	平成三十一年四月から令和二年三月まで	八七・〇トン（うち〇〇・一トンを留保する。）	
三十キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）	二二・〇トン（うち〇〇・一トンを留保する。）	二二・〇トン（うち〇〇・一トンを留保する。）	二二・〇トン（うち〇〇・一トンを留保する。）
	平成三十一年四月から令和二年三月まで	二二・〇トン（うち〇〇・一トンを留保する。）	

十一 くろまぐろの知事管理量に係る採捕の種類別の数量に関する事項
 小型魚の採捕の種類別の数量は、次のとおりである。大型魚の採捕の種類別の数量は、定めない。

採捕の種類	数		量
	平成三十年七月から平成三十一年三月まで	平成三十一年四月から令和二年三月まで	
定置漁業	三二・八トン	一四・七トン	

十二 定置漁業以外の漁業

五五・〇トン

七二・二トン

十二 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
 知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するため、次のとおり管理措置を講じる。

(一) 採捕の数量の報告等

県内の漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く。以下「県内海面漁協」という。）は、くろまぐろの採捕を行ったときは、当該採捕の数量を別に定める方法により報告する。

本県は、当該採捕の数量の集計結果を県内海面漁協に通知する。

(二) 採捕の数量の公表

採捕の数量が、知事管理量（留保する数量を除く。以下同じ。）又は採捕の種類別の数量の七割を超え、又は超えるおそれがある時点で、当該採捕の数量を公表する。

(三) 早期是正措置

採捕の数量の公表後速やかに、早期是正措置を講じる。

1 小型魚の採捕の数量が定置漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

2 小型魚の採捕の数量が定置漁業以外の漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

3 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言

(2) 八割 指導

(3) 九割五分 勸告

4 大型魚の採捕の数量が知事管理量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める操業日数の削減等に係る措置を講じる。

(1) 七割 助言

(2) 八割 指導

(3) 九割五分 勸告

(四) 遊漁者及び遊漁船業者に対する指導等

県内の漁業者に対して管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うとともに、国に対し当該指導の内容を速やかに報告する。

国と協力し、釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行う。

十三 くろまぐろの採捕の停止命令

(一) 本県の採捕の数量が、知事管理量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

(二) 本県の採捕の数量が、採捕の種類別の数量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

(七〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年七月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

電子入札システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和元年五月二十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目三番一号

六 落札金額

一億七千八百五十一万六千八百円

七 入札公告日

平成三十一年四月五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

令和元年七月二十六日印刷
令和元年七月二十六日発行

発行人所

山口県知事
山口県知事